

## 常勤の役員に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款に定めるもののほか、常勤の役員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (常勤の役員)

第2条 この規程において常勤の役員とは、定款第18条第2項に定める常務理事をいう。

### (報酬)

第3条 常務理事の報酬は、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に定める別表のとおりとする。支給方法は、職員給与規程に準ずる。

### (通勤手当)

第4条 常務理事に対しては、前条の報酬のほか通勤手当を支給する。その額及び支給方法は、職員給与規程に準ずる。

### (賞与)

第5条 常務理事の賞与は、支給することがある。支給方法は職員給与規程に準ずる。

### (就業)

第6条 常務理事の就業は、原則として職員就業規則に準ずる。ただし、会長が認める場合は、この限りではない。

### (退職慰労金)

第7条 常務理事が退職したときは、退職慰労金は支給しない。

### (補則)

第8条 この規程に定めのないものは、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。